

ID: 76

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	保育料の返還承認		
例規名 根拠条項	柴田町放課後児童クラブ条例 第7条ただし書		
例規番号	平成18年条例第42号		
<b>【基準】</b> 第7条の規定による。 (保育料の返還) 第7条 既に納入された保育料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日